

避難情報等に関する 引き続きの論点について

令和2年11月16日
令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関する
サブワーキンググループ
(第5回)

内閣府（防災担当）

●優先的に議論する論点

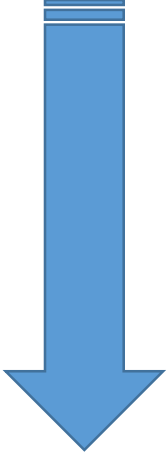
- ・警戒レベル5の情報名称等
- ・警戒レベル3の情報名称等
- ・新制度の周知方法・スケジュールの検討

●それ以外の論点（優先的な論点の後に議論）

- ・住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討
- ・警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

(再掲・中間とりまとめ) 避難情報等の制度面の方向性

- ① 避難のタイミングを明確にするため、避難に関する情報としては避難指示に一本化する。
- ② 状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう市町村長が特に促したい場合に発令する情報を設ける。

現行	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
	5	命を守る 最善の行動	災害発生情報※1 (災害発生を把握した場合に 可能な範囲で発令)
	4	危険な場所から 全員避難	・避難指示(緊急)※2 ・避難勧告

※1 災害発生情報は、法的には災害対策基本法第60条に基づく「指示」であるが、警戒レベル5では、既に災害が発生し最大級に危険が迫っていることを短く、直感的に伝えられるよう、行動を促す情報は避難指示ではなく「災害発生情報」という名称にした。

※2 必ず発令されるものではなく、緊急的又は重ねて避難を促したい場合に発令される。

対応の 方向性	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報	(説明)
	5	命を守る 最善の行動	② [緊急に安全を確保 するよう促す情報] (名称は今後検討)	・ 状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう、 特に促したい場合に発令される ・ 災害がまさに発生するおそれがある場合にも 発令可能な情報と位置付ける ・ 必ず発令される情報ではない
	4	危険な場所から 全員避難	① 避難指示 (現行の避難勧告のタイミング で避難指示を発令)	・ 避難を促す情報は避難指示に一本化※4

①② 災害対策基本法に
基づく情報

※3 「避難指示」への一本化を基本とするが、[緊急に安全を確保するよう促す情報]の名称の検討に合わせて、必要な場合は避難指示の名称も含めて検討するが、それら名称は令和2年中には結論を得る。

(参考) 警戒レベル5により求める行動の整理

	警戒レベル5 [緊急に安全を確保するよう促す情報]の 発令により求める行動	(参考) 警戒レベル4 「避難指示」の 発令により求める行動
状況	災害が発生し又はまさに発生するおそれがある※状況において、 ※堤防から間もなく越水し氾濫することが明らかな状況や、 雨の降り方からして土砂災害が発生している蓋然性が極めて高い状況等	災害が発生するおそれがある状況において、
状況2	指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等の避難先への立退きを 安全にできない可能性がある」と判断される場合に、	
手段	市町村が本情報を発令することにより、	市町村が本情報を発令することにより、
対象	危険な場所にいながら未だ避難していない人に対し、	危険な場所にいる人に対し、
状況伝達	状況が極めて切迫しており、避難先への立退きを安全にできない 可能性があることを伝えるとともに、	状況が切迫していることを伝えるとともに、
目的等	少しでも身の安全を確保するよう促すために、	身の安全を確保するよう促すために、
行動例 (水害・土砂災害 の例)	自宅内や近隣の建物等において、少しでも浸水しない高い場所や 少しでも土砂災害の危険が少ない場所へ移動する等、	指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等へ立退く等
行動指南	相対的に安全な場所への移動等を直ちに行うことを求める。	予定している避難先への移動等を行うことを求める。

※ハザードマップを確認し自宅等で身の安全を確保できると住民等が自ら
判断する場合には屋内での待避や垂直移動も避難の選択肢

※これら情報の意味、考え方は統一するが、現場の状況や災害の種別に応じ柔軟に運用できることとする。3

これまでのSWG等における警戒レベル5の名称に関する意見

- 警戒レベルの定義が、「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」を関連付けるものであることを踏まえ、また警戒レベル3及び警戒レベル4が行動を指南する情報名称であることと警戒レベル5の情報名称に一貫性を持たせることを考えると、警戒レベル5には行動を指南する内容を含めるべき。
- 極めて厳しい状況では個々にとるべき行動が変わってくるので、状況伝達型（又は行動委任型）が適切である。一方で、状況伝達型は突き放したような表現になるため、行政としては抵抗があると思う。したがって、状況伝達と行動指南をミックスする伝え方もあるのではないか。「緊急安全確保」、「緊急危険回避」は、「緊急」という言葉に切迫感を伴う危険な「状況」が含まれるとともに、「安全確保」や「危険回避」は具体的な行動を指南しているわけではないので適切である。
- 市町村としては、警戒レベル5の段階であっても可能な限り行動指南をすることとなるので行動指南を含む名称が良い。また、警戒レベル3～5をセットで考えると、警戒レベルの数字が増えるごとに切迫度が上がっていくような名称が良い。
- 行動指南をしてしまうと指南された行動をとれば助かるという誤解を生む可能性があるため、「安全確保」等の名称はやめた方が良いと思う。例えば「危険切迫情報」のような状況付与的な名称として、付加情報でとるべき行動を呼びかけるべき。
- 状況を示す言葉を含めないと何が起きているかが伝わらない。状況伝達型と行動指南型のハイブリットが良い。情報名称は「災害発生情報」として、住民等がとるべき行動に「緊急に安全を確保」と位置付ければ良い。
- 警戒レベル3～4は予測の段階、警戒レベル5は現実の段階という区分ははっきりしたほうが良い。情報名は短く、情報名だけで人は動かないので、付加情報が必要である。

テレビ局を中心としたヒアリング（警戒レベル5の名称等）

●警戒レベル5の名称等について

- 警戒レベルを一覧表で見たときに、3, 4に続けて、5も行動を促す情報だと、5待ちになるおそれがある。
- 警戒レベル5に新しい情報ができたと受け止められないように
現行の名称（災害発生情報）を活かした「災害発生・切迫」「災害発生」等が考えられる。
- 報道では情報名称だけではなく、必要な行動もセットで伝える。

●その他

- 名称変更はこれで最後にして定着させていくことが重要である。
- とるべき行動等の付加情報の伝え方を年々ブラッシュアップしていくやり方が現実的。
- 警戒レベル5をどのように解除するのか別途検討する必要がある。

NHK 風10号最大級の警戒 熊本局発 災害報道時

警戒レベル解説時

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難の情報	雨の情報
5	命を守って!	災害発生	大雨特別警報
4	危険場所から避難	避難指示(緊急)・避難勧告	土砂災害警戒情報
3	高齢者など避難	避難準備	大雨・洪水警報
2	避難方法確認	-	大雨・洪水注意報
1	最新情報に注意	-	早期注意情報

直ちに危険場所か

日本テレビ LIVE 鹿児島・龍郷町 午前11時半ごろ 災害報道時

警戒レベル解説時

大雨警戒レベル	避難情報
レベル5(命の危険)	災害発生
レベル4(避難)	避難指示・勧告
レベル3(高齢者等は避難)	避難準備
レベル2(避難方法の確認)	-
レベル1(気象情報に注意)	-

避難勧告 すみやかに避難を
奄美市、徳之島町、知名町
伊仙町、龍郷町、天城町
喜界町、瀬戸内町、和泊町
十島村、大和村、垂水市
肝付町

TBS 時どろ 三宅村 災害報道時

警戒レベル解説時

大雨警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動を	災害の発生情報
4	避難	避難勧告、避難指示(緊急)
3	高齢者等は避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	避難行動の確認	大雨注意報、洪水注意報
1	災害への心構えを高める	早期注意情報(警戒級の可能性)

テレビ朝日 岐阜・長野 気象庁が 災害報道時

警戒レベル解説時

住民がとるべき行動	自治体が発令 (1,2は気象庁発令)
5 命を守る行動を!	災害発生情報
4 安全な場所に避難	避難指示(緊急) 避難勧告
3 高齢者など避難	避難準備 高齢者等避難開始
2 避難方法を確認	大雨・洪水注意報
1 最新情報に注意	早期注意情報

岐阜県・土砂災害の危

警戒レベル5 発令時の伝達文イメージ（案）

例1：河川が氾濫した状況

- ・（注意喚起→）災害発生！災害発生！ 又は ●●川氾濫！●●川氾濫！ 等
- ・ ●●市は●●地区の浸水想定区域に対し警戒レベル5「●●」を発令しました。
- ・ ●●川の●●付近で河川が氾濫し始め、●●地区が浸水しています。
- ・ 既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・ 立退き避難が危険な場合には、ご自宅やその周辺で、浸水しない少しでも高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

凡例：状況関係
行動関係
●●：発令情報名

例2：土砂災害が発生した状況

- ・（注意喚起→）災害発生！災害発生！ 又は 土砂災害発生！土砂災害発生！ 等
- ・ ●●市は●●地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル5「●●」を発令しました。
- ・ ●●地区では既に土砂災害が発生しており、近隣の●●地区でも既に発生している可能性が極めて高い状況です。
- ・ 既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・ 立退き避難が危険な場合には、ご自宅やその周辺で、土砂災害のおそれがある崖や沢から離れた場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

警戒レベル5 発令時の伝達文イメージ（案）

例3：河川の水位が越水する予測が出た状況

- ・（注意喚起→）緊急事態！緊急事態！ 又は 命の危険！命の危険！ 等
- ・ ●●市は●●地区の浸水想定区域に対し警戒レベル5「●●」を発令しました。
- ・ ●●川の水位が間もなく堤防を越える予測が出ており、●●地区が浸水します。
- ・ 既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・ 立退き避難が危険な場合には、ご自宅やその周辺で、浸水しない少しでも高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

凡例：状況関係
行動関係
●●：発令情報名

例4：大雨特別警報（土砂災害）が発表され土砂災害発生危険が極めて高まった場合

- ・（注意喚起→）緊急事態！緊急事態！ 又は 命の危険！命の危険！ 等
- ・ ●●市は●●地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル5「●●」を発令しました。
- ・ ●●市に大雨特別警報が発表され、●●地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況です。
- ・ 既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・ 立退き避難が危険な場合には、ご自宅やその周辺で、土砂災害のおそれがある崖や沢から離れた場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

警戒レベル5 発令時の伝達文イメージ（案）

例5：本川水位が高まり支川の排水機場の稼働を停止する場合

・（注意喚起→）緊急事態！緊急事態！ 又は 命の危険！命の危険！等

・ ●●市は●●地区に対し警戒レベル5 「●●」を発令しました。

・ ●●川の水位が上昇しているため、●●排水機場の稼働を間もなく停止します。

・ 稼働停止後は、●●地区に浸水が広がり、避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。

・ 立退き避難が危険な場合には、ご自宅やその周辺で、浸水しない少しでも高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

凡例：状況関係
行動関係
●●：発令情報名

以上の意見等を踏まえ整理した、警戒レベル5の名称検討にあたっての主な配慮事項

- 警戒レベル5を発令する主な目的は、命の危険がある状況にある人に対し、警戒レベル4で求める指定緊急場所や親戚・知人宅への「避難」から、その場で少しでも安全な場所に移動等（例えば垂直移動）する、いわゆる「命を守る行動」へと、行動変容を求めることにあること。
- このため、「避難」という用語を用いないこと。
- 自治体としては、具体的ではないとしても、最後まで行動を促したいので名称に行動に関する表現がよいという意見があること
- 「危険回避」の場合、「回避」という言葉が、なんらか行動を伴い、屋外への立退きを連想させ得るため、かえって危険なおそれがあること（待避を意味できないおそれ）
- 現行の「災害発生情報」では、どのような行動を取ればよいかわかりにくいこと
- 「災害発生」「災害切迫」等の災害の状況は、その切迫度の高まりにつれて変わるものであるため、固定されてしまう情報名としてではなく、その時々状況を、付加情報として住民に伝達するのがよいこと
- 災害の状況については、氾濫発生や大雨特別警報といった具体的な情報としても他機関から提供されていること
- 警戒レベル5が、命にかかわる危険な状況であり、そこに至る前に避難すべきことが、警戒レベルの一覧表においても伝わるようにすること。

新たな警戒レベルの一覧の基本表記（案）

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	
(5)	既に災害発生 又は発生直前	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（仮）	※A
4	災害発生のおそれが高い	危険な場所から全員避難	避難指示※1	※B ※C
3	災害発生のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難（仮）	※C
2	—	自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報等 （気象庁）	
1	—	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）	

※1 現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

警戒レベルを一覧表記する際の工夫

※A 警戒レベル5の段階は災害の状況把握が困難であり、警戒レベル5は自治体から必ず発令される情報ではないため5の数字は括弧で囲うものとする

※B 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の間に区切り等を設ける

※C 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが重要であるため、警戒レベル4及び3を強調する

●優先的に議論する論点

- ・警戒レベル5の情報名称等
- ・警戒レベル3の情報名称等
- ・新制度の周知方法・スケジュールの検討

●それ以外の論点（優先的な論点の後に議論）

- ・住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討
- ・警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

これまでのSWG等における警戒レベル3の名称に関する意見

- 準備内容やタイミングは人それぞれであり、同じタイミングで一律に準備を促す必要はないのではないか。
- 高齢者の逃げ遅れによる被災が依然として多いことや、情報名称が「避難準備」で始まると高齢者等が避難すべきタイミングであるという認識が薄れるので、「避難準備」を抜いた「高齢者等避難」が良い。
- 大雨警報（警戒レベル3相当）の発表頻度が高いことを踏まえると、避難をすることが困難な方々が避難を開始する情報が、最も頻度が高く出てしまうことになる。「高齢者等避難指示」という名称がいいかと思っていたが、そういうことを踏まえると「指示」という名称は難しいと感じた。
- 警戒レベル3において、高齢者等は大きなターゲットであるが、多くの人に早めの行動を促すことも重要である。「高齢者等」という文言があると、それ以外の人に関係ないと思ってしまう場合があるので、それは望ましくなく、「早期避難」が良いのではないか。
- 警戒レベル3の名称に「高齢者等」という言葉が入ると、それ以外の人当事者感を持たなくなってしまう。シンプルな文言で、今ならまだ安全という意味を含めて、「早期安全避難」が良いと思う。
- 障害当事者団体という立場としては、「高齢者等避難」のように短い方がいい。ただここで言う「等」の中に、障害を持った人も含まれているということをしっかりと伝えていく必要がある。
(高齢者等避難のSWG意見)

●警戒レベル3の名称等について

- 早期避難は、誰に対しての情報かわかりくく、伝わるべき人に伝わりにくい。
- 高齢者等にターゲットを絞ることで伝わりやすくなり、高齢者等の避難に結びつく。
- 平成28年の岩泉町の被害を踏まえ「高齢者等」という表現が追加された経緯を考えると、「高齢者等」という表現を引き続き用いるべきである。
- 警戒レベル3の基本的な意味合いが変わるわけではないので、**現行の名称**を大きく変えるのは控えたほうが良い。
- 「避難準備」が名称に含まれることで、発令対象区域を絞ることなく広範囲に発令しているケースがあるのではないか。

警戒レベル3 発令時の伝達文イメージ（案）

例1：氾濫警戒情報が発表されるなど、河川水位が高まっている場合

・（注意喚起→）緊急放送、緊急放送

凡例：状況関係
行動関係
●●：発令情報名

- ・●●市は●●地区の浸水想定区域に対し警戒レベル3「●●」を発令しました。
- ・●●川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- ・お年寄りの方や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者は避難してください。
- ・それ以外の方も、必要に応じ、不要不急の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備を整えるとともに、危険を感じた場合には自主的に避難してください。
- ・（地域に応じた表現→）特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

例2：大雨警報（土砂災害）が発表されるなど、土砂災害の発生のおそれがある場合

・（注意喚起→）緊急放送、緊急放送

- ・●●市は●●地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル3「●●」を発令しました。
- ・土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- ・お年寄りの方や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者は避難してください。
- ・それ以外の方も、必要に応じ、不要不急の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備を整えるとともに、危険を感じた場合には自主的に避難してください。
- ・（地域に応じた表現→）特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

- 高齢者等の逃げ遅れによる被災が依然として多いこと
- 名称としてはターゲットを明確にした方が伝わること
- 平成28年台風第10号時の高齢者施設での被災の教訓として、当時の「避難準備情報」という名称では、「要配慮者が避難を開始すべきである状況にある」ということがわかりにくいという指摘があったこと。
また、「要配慮者」よりも直感的にわかりやすい「高齢者等」と表現した方がよいという意見があったこと
- 「避難準備」で名称が始まると、高齢者等が避難するタイミングである認識が薄れるおそれがあること
- 現行の名称「避難準備・高齢者等避難開始」が長いので可能な限り短くすること
- 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難してもらうこともまた重要であること。

⇒以上を、警戒レベルの一覧表記に反映

(再掲) 新たな警戒レベルの一覧の基本表記 (案)

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	
(5)	既に災害発生 又は発生直前	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (仮)	※A
4	災害発生のおそれが高い	危険な場所から全員避難	避難指示※1	※B ※C
3	災害発生のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難 (仮)	※C
2	—	自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報等 (気象庁)	
1	—	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	

※1 現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

警戒レベルを一覧表記する際の工夫

※A 警戒レベル5の段階は災害の状況把握が困難であり、警戒レベル5は自治体から必ず発令される情報ではないため5の数字は括弧で囲うものとする

※B 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の間に区切り等を設ける

※C 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが重要であるため、警戒レベル4及び3を強調する

(比較用) 新たな警戒レベルの一覧の基本表記 (案)

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
-----------	----	-----------	---------

(5)	既に災害発生 又は発生直前	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (仮)
-----	------------------	---------------	------------

4	災害発生のおそれが高い	危険な場所から全員避難	避難指示※1
3	災害発生のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難 (仮)
2	—	自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報等 (気象庁)
1	—	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

現行の警戒レベル

5	災害発生を確認	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	災害発生のおそれが高い	危険な場所から全員避難	・避難指示 (緊急) ・避難勧告
3	災害発生のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始
2	—	自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報等 (気象庁)
1	—	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

●優先的に議論する論点

- ・警戒レベル5の情報名称等
- ・警戒レベル3の情報名称等
- ・新制度の周知方法・スケジュールの検討

●それ以外の論点（優先的な論点の後に議論）

- ・住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討
- ・警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

新制度の周知方法・スケジュールの検討

周知方法・スケジュール(案)

凡例

- 梅雨期等に備え、集中的に周知
- 梅雨期等の前に限らず随時周知

●内閣府防災による広報

- ・内閣府公式SNSへ投稿
- ・政府広報(テレビ、新聞)
- ・チラシの鉄道駅への掲示
- ・内閣府関連イベントでの周知

●市町村・地域による広報

- ・チラシ・広報誌の全戸配布又は回覧
- ・首長SNS、HP等による発信等
- ・出前講座
- ・防災訓練

●メディアによる広報

- ・防災情報に関する特集
- ・防災訓練等の報道
- ・自治体への制度説明会の報道

●他省との連携による広報

- ・防災教育(学校教育等)
- ・福祉関係者との連携
- ・水防演習・減災対策協議会等

R3梅雨期

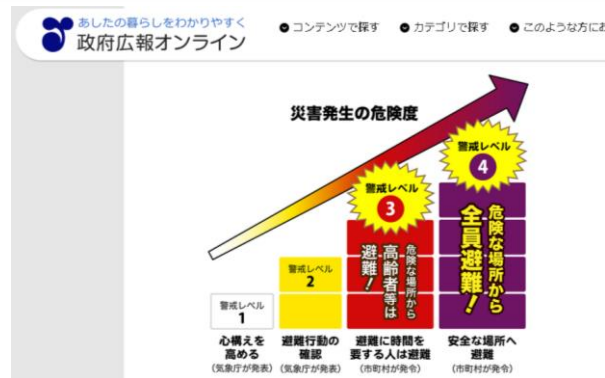
R3台風期

※R3梅雨期から運用開始する場合

(参考) これまでの警戒レベル等の周知方法



政府広報番組での紹介



政府広報オンラインでの解説



地下鉄駅構内でのポスター掲示



テレビでの警戒レベルの解説



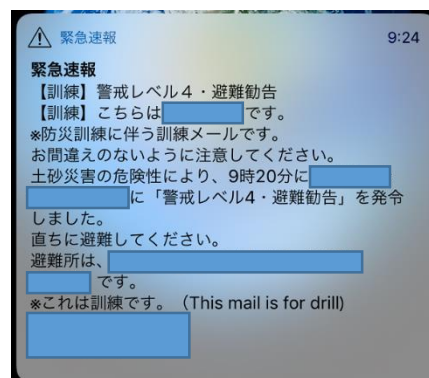
警戒レベルを用いた災害時の報道



福祉施設内でのポスター掲示



警戒レベルを用いた水防演習



防災訓練時のメール



自治体ホームページでのフローの紹介

●優先的に議論する論点

- ・警戒レベル5の情報名称等
- ・警戒レベル3の情報名称等
- ・新制度の周知方法・スケジュールの検討

●それ以外の論点（優先的な論点の後に議論）

- ・住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討
- ・警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討

- 平成30年7月豪雨WGでは「避難に対する基本姿勢」として、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する必要がある、とされたところ。
- この基本姿勢に基づき、住民・地域と行政が連携し様々な取組を実施していくことで、住民の主体的な行動を定着させていく。

避難に対する基本姿勢

【平時】

住民は「**自らの命は自らが守る**」意識を持つ

- ・平時より災害リスクや避難行動等について把握する
- ・地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める

住民・
地域主体の取組
(自助・共助)

【平時】

- ・**地区防災計画(次頁)**、マイ・タイムライン、災害避難カード等の作成
- ・個別計画等の作成
- ・避難確保計画の作成(要配慮者利用施設)
- ・防災訓練や出前講座等への参加 等

【平時】

行政は、住民が**適切な避難行動をとれるよう全力で支援**する

- ・平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき行動等の周知をする。

行政による
地域の取組の支援
(公助)

【平時】

- ・各種計画等の作成に係るガイドライン等の作成
- ・各種計画等の作成に係る研修の実施
(対象:自治体職員、地域の防災リーダー等)
- ・防災訓練や出前講座等の実施
- ・防災教育
- ・ハザードマップの作成・配布 等

行政
による
支援

地区防災計画の策定推進に向けた取組

- 「地区防災計画」は地区住民等が自助、共助の精神に基づき、皆で安全な地区をつくるための重要なツール。
- 地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することが可能。住民等が主体的に検討プロセスに参加して理解することで、災害時に適切な行動をすることができる。

課題

地区防災計画を作成している地区が限定的である。また、**実効性のある計画とする必要がある**。
そのため、下記の事項に取り組む。

- ① 計画の意義について理解してもらうとともに、計画作成作業に対して支援を行う。
- ② 地域において、作成を推進する**リーダーの不足**を解消する。
- ③ 作成を支援すべき**自治体職員等の人材やノウハウの不足**を解消する。
- ④ 地域の特性に応じて地域運営組織などを計画作成主体としたり、福祉関係者や小中学校、民間企業などの**地域の関係者と連携することが重要**であることを理解してもらう。



課題への対応状況・予定

- ①関係：・地区防災計画ガイドラインを作成(H25年度)、広く周知を図るため、地区防災フォーラムの開催(H26年度より)
・計画作成のモデル地区を選定し、アドバイザーを派遣し、実際に計画を作成(H26年度より継続)
・住民等が計画を作成するにあたり、災害リスク認識や地区としての時系列の対応について、議論や作業を円滑化する「作業支援シート」を作成し、モデル地区で検証した後、公表(R2年度)
- ②関係：・計画作成を主導するリーダーの育成等を目的とした研修開催(対象：自主防災組織、民生委員等)(R2年度より)
- ③関係：・計画作成を推進する自治体職員のネットワーク「地区防'z」を結成し、交流を行うことにより作成経験やノウハウの共有を図る(H30年度より)
・計画作成支援をする際に自治体職員等が参考とする「**地区防災計画の素案作成支援ガイド(次頁)**」を作成(R2年度)
・**計画の作成支援者の育成を目的にした研修開催**(対象：行政職員、地元大学教員等有識者、防災士等)(R2年度より)
・計画作成の支援者としてのローカルな指導者の発掘や育成、それらの組織化・リスト化に向けた仕組みの構築を検討(R2年度より)
- ④関係：・「地区防災計画の素案作成支援ガイド」に活動の実効性を確保するための多様な主体との連携について記載し、研修での利用やあらゆる機会の活用により、周知を図る(R2年度より)

【参考】「地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～」について

趣旨・意義

- 近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、確実な避難等により、命を守り、守った命をつなぐ自助・共助の取組を確実に推進することが喫緊の課題
- 地域の共助の計画である地区防災計画の推進のためには、自治体が地区への支援や後押し等の役割を担うことが重要であるが、必ずしもそうした経験やノウハウを自治体が有していない

⇒ **自治体における地区防災計画作成支援の能力向上が必要**

「地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～」の特徴

本ガイドでは、自治体職員が抱きやすい疑問等に対して、Q&Aやコラム、事例等をもとに作成支援方策を提示

○地区防災計画の意義

- ・地区の大人たちが積極的に計画を考え、実施する姿は、地区を守ろうという次世代の防災教育の効果や防災対応力を育む効果を有する

○地区防災計画を小さく産んで大きく育てる

- ・「命を守る」「命をつなぐ」ことを確実に行うため、**まずは、避難を確実に行う部分だけの『小さな地区防災計画』を作成し、その後計画事項を拡充していくのも有効**

○活動の実効性を確保する多様な主体との連携

- ・計画素案の作成主体や範囲は、地域の規模や特性に応じ、作りやすい単位（範囲）でよい
（例）地域運営組織（小学校区など）が主体となるケース、マンション管理組合が主体となるケース 等
- ・災害時に地域で支え合い「命を守り、命をつなぐ」には、地域の要支援者や災害リスクを把握する民生委員、防災士、避難となる学校や、NPOやボランティア、避難時の支援提供等も期待される民間企業等、多様な主体との連携が大切

○計画素案の作成推進のための地方自治体の伴走支援

- ・計画素案の作成主体は住民等であることから、市町村は、住民等に寄り添った伴走支援をすることが必要
- ・住民等が計画を十分理解し、いざという時に行動できる、実効性を伴うものとする必要がある
- ・**地区防災計画の作成自体が目的ではなく、住民の命を守るための地域行動力の確保が目的であることを忘れないことが重要**

○巻末資料の活用

- ・各自の避難の判断や方法を記した「災害・避難カード」や住民自らが洪水等の発生前の行動を事前に時系列的に整理する「マイ・タイムライン」の活用について周知



●優先的に議論する論点

- ・警戒レベル5の情報名称等
- ・警戒レベル3の情報名称等
- ・新制度の周知方法・スケジュールの検討

●それ以外の論点（優先的な論点の後に議論）

- ・住民の主体的な行動を定着させるための方策の検討
- ・警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

警戒レベル相当情報の改善に向けた視点の検討

論点：警戒レベル相当情報の改善に向けた視点にはどのようなものがあるか

(以下、これまでに挙げられている意見)

- ・ 防災気象情報の名称をわかりやすく整理するべきである。
(例えば、洪水レベル4、土砂災害レベル4など、レベル(数字)を活用するのも一案
4は危険、3は警戒、2は注意など統一するのも一案)
- ・ 警戒レベル相当情報を、住民の避難行動との結び付けを明確に意識し改善することが必要である。
(例えば、大雨警報が災害発生を見越したものになっているか
大雨特別警報に(土砂災害)と(浸水害)があり、分かりづらい)
- ・ 市町村単位で出される情報(土砂災害警戒情報、大雨警報等)は、災害の切迫度が高まっていない地区の居住者等にも通知されてしまい市町村に問合せが相次ぐケースがある。
一方で、これら情報は市町村内の一部でも危険な状況にあれば、周辺地域も同様に危険な状況になりうることも示している。
対象を絞った伝え方など、あらゆる関係者が連携し対応方策を検討・実施するべきである。
- ・ 予測情報も含め、自治体や住民に直接かつリアルタイムで情報提供すること等について、可能な範囲で検討を進めるべきである。
(例えば、河川の越水予測など)